

不 競 法	判決年月日	平成30年10月23日	知財高裁第1部
	事件番号	平成30年(ネ)第10042号	
○ 控訴人が被告各商品を譲渡し、又は譲渡のために展示した行為について、被控訴人の商品等表示として著名な商品等表示と類似の商品等表示を使用したものであり、不競法2条1項2号の不正競争行為に該当するとした事例。			

(事件類型) 損害賠償 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 不正競争防止法2条1項2号, 4条, 5条2項

判 決 要 旨

1 本件は、被控訴人が、控訴人が被告各商品を譲渡し、譲渡のために展示した行為について、①被控訴人が有する原告各商標権を侵害し又は侵害するものとみなされる(商標法25条, 37条1号)と主張すると共に、②被控訴人の商品等表示として周知又は著名な商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用したものであり不正競争防止法2条1項1号又は2号の不正競争行為に該当すると主張して、民法709条又は不正競争防止法4条に基づき(選択的主張)、逸失利益、信用毀損及び弁護士費用の損害賠償並びに遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 原判決(東京地方裁判所平成29年(ワ)第5423号・平成30年3月26日判決)は、控訴人による被告各商品の譲渡等は不正競争防止法2条1項2号の不正競争行為に該当するとして、被控訴人の請求を一部認容した。

3 本判決は、以下のとおり判示した上で、本件控訴を棄却した。

(1) 不正競争防止法2条1項2号は、同項1号と異なり、「他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為」であることを要件としていない。これは、同項2号の趣旨が、著名な商品等表示について、その顧客吸引力を利用するただ乗りを防止すると共に、その出所表示機能及び品質表示機能が希釈化により害されることを防止するところにあることによるものである。このため、他人の著名な商品等表示と同一又は類似の表示が、商品の出所を表示し、自他商品を識別する機能を果たす態様で用いられている場合には、商品等表示としての使用であると認められるのであって、需要者が当該表示により示される出所の混同を生じるか否かが直ちにこの点を左右するものではない。…

以上より、被告各標章は、それがデザインとして認識されるか否かはさておき、出所識別機能を有する態様で用いられているものと認められる…。

(2) 原告標章は著名性を獲得した商品等表示であり、また、被控訴人は、その商品の品質及びブランドイメージを維持管理するために多大な努力を払ってきたことが認められる。他方、被告各商品の中には、被告商品4のように、品質の点で原告商品と比較して粗雑というべきものが含まれていると認められることに加え、控訴人自身、被告各商品は、原告標章(ないし原告モノグラム表示)の著名性に便乗し、被控訴人の商品の「高級感を揶揄

し風刺する意図」で製作販売された「チープな商品」と主張しているものであり、客観的にも、その構成等から、そのような意図等で製作販売された商品であることが容易にうかがわれる。

このような被告各商品が市場に存在することが、原告商品の品質及びブランドイメージに悪影響を及ぼし得ることは明らかである。

そうすると、控訴人による不正競争行為は、被控訴人が長年の企業努力により獲得した原告標章の著名性及びそれにより得られる顧客誘引力を不当に利用して利得するものであり、被控訴人の企業努力の成果を実質的に減殺するものであって、著名な原告標章を希釈化するのみならず、これを汚染するものというべきである。これにより、需要者の原告商品又は原告標章に対する信用や価値が毀損され、被控訴人は無形の損害を被ったものと認められる。